

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

### 1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、公営競技局及び農業委員会事務局の令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

### 2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

### 3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

### 4 監査の結果

#### (1) 産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

#### ア その他事務

##### (ア) 拾得物の取扱いについて

##### (渡船事業所)

渡船事業所（若戸航路）における拾得物の取扱い状況を確認したところ、拾得物の一部について警察署長への提出を怠っていた。

また、拾得物に係る処理経過を合理的に跡付け、又は検証することができる文書（拾得物記録簿等）を作成、保存していなかった。

遺失物法では、施設占有者は、拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出することとされている。

市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならない、文書等は、必要に応じて迅速に利用することができるように保存しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

（２）公営競技局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（３）農業委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。